

トヨタ車体株式会社と愛知教育大学との相互連携に関する協定書

トヨタ車体株式会社（以下「甲」という。）と愛知教育大学（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流による連携を図り、社会貢献及び学生の資質向上を目的とした相互連携協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、次世代教育に関する教育研究と社会に開かれた人材養成を推進するために、学生の資質向上、実践力育成及び社会貢献に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の規定に基づき、連携する事項は、次のとおりである。

- （1）甲が実施する環境学習への乙の支援
- （2）乙が実施する自然体験活動等に関する甲の協力
- （3）その他 甲及び乙の双方が必要と認めたこと

（連携協議）

第3条 甲及び乙は、それぞれ連携窓口を設置し、連携事項を推進するために必要な連絡調整を行い、連携推進に関する協議を行う。

（経 費）

第4条 第2条各号に掲げる連携事項の実施に伴う経費の負担については、甲乙の協議により定める。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙間で締結した委託契約に関する事業の経費については、別に定める。

（相互連携による成果の公表）

第5条 甲及び乙が本協定書に基づいて得た成果について公表する場合は、相手方に事前の承諾を得て実施するものとする。

（学生の保険等）

第6条 乙は、本協定に係る学生の活動に対して起こり得る災害・事故への対応として、保険加入等、必要な手続きを実施するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定書に基づき知り得た相手方の秘密事項について、本協定の有効期

間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(期 間)

第8条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかからの改廃の申し入れがないときは、更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

令和元年6月24日

(甲) 愛知県刈谷市一里山町金山100番地



(乙) 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

愛知教育大学
学 長 後藤 ひとみ

